

議会運営委員会

日 時 令和2年11月24日 (火)

午前9時00分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 提出議案について 資料1

【当局側】

報告1件、補正予算8件、条例8件、一般4件 計21件

(2) 議案の取り扱いについて 資料2

(3) 会議の日程について 資料3

(4) 諸般の報告の取り扱いについて

(5) 一般質問の割り振りについて

(6) 意見書について 資料4

① 別居・離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書 (案)

② 新たな過疎対策の制定に関する意見書 (案)

③ 国土強靱化対策の充実・強化を求める意見書 (案)

※会派等からの意見書検討報告書の提出期限 → 12月8日 (火)

(7) 本会議一般質問時の休憩時間について

4 その他

(1) 一般会計予算に関する説明書及び補正予算概要書の訂正について

5 閉 会

資料 1

提出議案

番号	件名
報告 第 18 号	専決処分の報告について（人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
議案 第 109 号	令和 2 年度島田市一般会計補正予算（第 9 号）
議案 第 110 号	令和 2 年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案 第 111 号	令和 2 年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案 第 112 号	令和 2 年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案 第 113 号	令和 2 年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案 第 114 号	令和 2 年度島田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案 第 115 号	令和 2 年度島田市病院事業会計補正予算（第 6 号）
議案 第 116 号	令和 2 年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案 第 117 号	島田市建築審議会条例について
議案 第 118 号	島田市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例について
議案 第 119 号	島田市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案 第 120 号	島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案 第 121 号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案 第 122 号	島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について
議案 第 123 号	島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議案 第 124 号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第 125 号	島竹下線道路改良事業に伴う五和駅構内踏切拡幅工事委託に関する協定の締結について
議案 第 126 号	指定管理者の指定について（島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場）
議案 第 127 号	指定管理者の指定について（横井運動場公園ほか 5 施設）
議案 第 128 号	市道路線の廃止について

資料 2

議案の取り扱い

該当があるものは○、該当がないものは●

順序	議案番号	件名	説明	質疑	付託委員会			委員長報告に対する質疑	討論	採決
					総務生活	厚生教育	経済建設			
1	報告第18号	専決処分の報告について（人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）		○						
2	議案第109号	令和2年度島田市一般会計補正予算（第9号）		○	予算・決算特別委員会			○	○	○
3	議案第110号	令和2年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	○	}		○		}	}	}
4	議案第111号	令和2年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）				○				
5	議案第112号	令和2年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）				○				
6	議案第113号	令和2年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）				○				
7	議案第114号	令和2年度島田市水道事業会計補正予算（第1号）	○	}			○	}	}	}
8	議案第115号	令和2年度島田市病院事業会計補正予算（第6号）				○				
9	議案第116号	令和2年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）					○			
10	議案第117号	島田市建築審議会条例について	○	}			○	}	}	}
11	議案第118号	島田市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例について			○					
12	議案第119号	島田市印鑑条例の一部を改正する条例について			○					
13	議案第120号	島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について				○				
14	議案第121号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について				○				
15	議案第122号	島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について					○			
16	議案第123号	島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について					○			
17	議案第124号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について				○				
18	議案第125号	島竹下線道路改良事業に伴う五和駅構内踏切拡幅工事委託に関する協定の締結について					○			
19	議案第126号	指定管理者の指定について（島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場）					○			

令和2年11月島田市議会定例会日程(案)

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考
11月10日	火	議会運営委員会 午前9時～	
11月17日	火	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(11/16)、議案送付
11月18日	水		諸般通告締切:正午、一般質問通告事前提出:午後3時
11月20日	金		一般質問通告締切:午後3時
11月24日	火	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の 常任委員会等審査・調査報告、議案上程・説明	
11月25日	水	休会	
11月26日	木	休会	
11月27日	金	休会	
11月28日	土	休会	
11月29日	日	休会	
11月30日	月	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議】 午前9時30分～	
12月1日	火	休会	議案質疑通告締切:午後3時
12月2日	水	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～	
12月3日	木	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合)午前9時～)	
12月4日	金	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～	
12月5日	土	休会	
12月6日	日	休会	
12月7日	月	休会	
12月8日	火	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～、予算・決算特別委員会全体会	
12月9日	水	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会、常任委員会) 午前9時～、 (予算・決算特別委員会経済建設分科会、常任委員会) 午後1時30分～	※時間内に終了しない場合は予備(10日午後)で対応。
12月10日	木	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会、常任委員会) 午前9時～、 (分科会・常任委員会)	
12月11日	金	休会(予算・決算特別委員会全体会) 午前9時30分～	討論通告締切:午後3時
12月12日	土	休会	
12月13日	日	休会	
12月14日	月	休会	
12月15日	火	休会	
12月16日	水	休会	
12月17日	木	休会	
12月18日	金	休会 議会運営委員会 午前9時30分～	
12月19日	土	休会	
12月20日	日	休会	
12月21日	月	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告(休憩中質疑通告受付)→質疑→討論→採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	
		28日間	

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

資料 4

別居・離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書 (案)

人口動態統計によれば、我が国では、平成12年以降、毎年20万組以上の夫婦が離婚し、そのうち約60%には未成年の子供がいる。

現在の法制度の下では、離婚時に未成年の子供がいる場合、父親か母親の一方を親権者と定める単独親権を採用しており、協議によらず裁判所が親権者を定める場合には監護の継続性が重視され、現にどちらが監護しているかが基準の一つとなっている。

このため、親権や監護の権利を取得しようと、婚姻中において、相手の同意を得ずに子供を連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、我が子との交流が一方的に絶たれる事例が見られる。

夫婦が別居・離婚した場合に最も大きな影響を受けるのは子供である。各家庭の事情に応じて、離婚後に養育費が確実に支払われることや面会交流が適切に実施されることは、子供の健やかな成長と未来のために非常に重要である。

しかしながら、別居・離婚した者の間には感情的な対立が存在する場合もあり、引き続き両者が協力した形で子育てを実現することは簡単なことではない。

子供にとって最善の利益の実現に向けて、どのような法制度が望ましいかを議論するために、現在、民間有識者、法務省、厚生労働省や最高裁判所等が参加する家族法研究会において、離婚後の子供の養育の在り方などについて検討が行われているところである。

よって国においては、子供の人權や利益を最優先し、別居・離婚後の子供の適切な養育環境を確保するため、適切な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

静岡県島田市議会

様

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

本市においては、川根地区が過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、いわゆる「一部過疎」として同法の適用を受け、これまで産業の振興や教育の振興等各分野において諸施策を講じてきたが、少子化、高齢化が進み、依然として過疎化に歯止めがかからない状況にある。

過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒やしの場を提供するとともに、森林の維持保全により、地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

よって、国においては、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、次の事項を実現するよう求める。

- 1 現行法の失効後も、継続して過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 新たな過疎対策法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。
- 3 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定による、いわゆる「一部過疎」の制度を引き続き設けること。
- 4 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定による、いわゆる「一部過疎」の指定を受けている地域を引き続き指定すること。
- 5 新たな過疎対策法においても、過疎対策事業の実施に必要な期間を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

静岡県島田市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

様

国土強靱化対策の充実・強化を求める意見書(案)

近年、我が国は大規模な地震や気候変動に起因した豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、暴風など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。

本市においても、南海トラフ巨大地震や激甚化する風水害など、大規模自然災害のリスクは増えこそすれ減ることがない現実がある。また、少子高齢化の進捗や都市基盤としての各種インフラの老朽化、限られた財源といった厳しい条件が課せられている。その中で、まちづくりの前提となる市民の命と暮らしを守るために、島田市国土強靱化地域計画の基本理念である「笑顔あふれる安心のまち 島田」の実現に向けて、強くしなやかな地域づくりを更に進める必要がある。

こうした状況の中で、国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」
として、令和2年度までの3か年で集中的に取り組むこととしているところである。しかしながら、大規模自然災害の発生に備え、整備が必要な箇所はいまだ多く残っているため、引き続き国民の生命・財産を守り、経済活動や国民生活を支える社会インフラの防災・減災対策を迅速かつ着実に推進していく必要が不可欠である。

ついでに、国土強靱化を更に強力に進めるために、次の事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

- 1 国土強靱化の取組を推進するため、公共事業予算の総額を拡大すること。
- 2 令和2年度で期限を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後も継続して国土強靱化対策を推進するため、財政上の措置を講じるとともに、支援対象の拡大や要件の緩和などの制度の充実・強化を図ること。
- 3 社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応のため、地方整備局の体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
様

静岡県島田市議会